

愛媛県民間施設省エネ・グリーン化推進事業費補助金 Q & A

補助事業全般に関すること

Q 1 この補助事業は、どのくらいの期間、実施されるか？

平成 23 年度で終了です。

Q 2 補助事業の応募時に、添付書類はすべて必要か？

提出書類を元に採択するかを決定しますので、すべて期限内の提出をお願いします。

「申込書」ではなく「申請書」が提出されるケースが多くあります。応募の段階では、「申込書」の提出となりますので、ご確認ください。

Q 3 工事代金の支払方法は？

第三者の機関で確認できる口座振込を推奨しています。現金や手形・小切手での支払いも可能ですが、確実に支払が行われたことが確認できる領収書等を頂いてください。

補助対象に関すること

Q 4 本社が愛媛県外にある場合でも、補助対象者となれるのか？

なれません。補助対象事業者の条件を満たしてください。

Q 5 「県税に滞納がない」というのは、具体的にどういうことか？

県の補助事業であることから、県事業税（法人事業税、個人事業税）・県民税が納付されていることを要件としています。納税証明書（県税について未納なし）の発行の申請は、地方局及び支局の県税窓口で行えます。

Q 6 補助率 3 分の 1 の根拠は？

国補助金（地域グリーンニューディール基金事業）実施要領に基づく補助率です。

Q 7 現在、改修工事をしているが、補助対象となるか？

なりません。未着手の事業が対象となります。事業の実施にあたっては、交付決定後に事業に着手してください。

Q 8 自社製品の導入・使用も可能か？

補助対象経費の中に補助事業者（補助金の交付を受ける者）の自社製品の調達又は関連会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくありません。そのため、民間補助事業において、下記に該当する事例については、利益等排除の方法に従い、適切な申請となるよう留意してください。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の ~ の関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等(昭和38年大蔵省令第59条)第8条で提起されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社である。

補助事業者自身

100%同一の資本に属するグループ企業

補助事業者の関係会社(を除く。)

(2) 利益等排除の方法

補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

補助事業者の関係会社(を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明する資料を整理してください。

Q9 事業終了後の温室効果ガス削減効果の効果測定は誰が行うのか？

補助金の交付を受けた事業者が行うべきものであり、事業終了後における事業効果の把握については、事業計画に記載されたCO₂削減効果について、当該CO₂削減効果が達成されていることを確認するために必要な範囲内で実施して下さい。

Q10 導入する設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

対象外です。中古品の場合、これまでの使用履歴等から、省エネ効果の性能値を客観的に検証することが困難であること、また中古品は、合い見積もり等により適正価格を把握することが困難であることから、補助対象としていません。

Q11 省エネ改修工事における付帯工事の範囲は？

要綱別表に掲げる付帯工事については、本体工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲であれば、本事業の対象として差し支えありませんが、実施にあたっては、個別に相談してく

ださい。

例えば、既設の設備を撤去し場所を確保しなければ、設備の導入に差し支える場合は、その撤去は付帯工事として認められます。

Q12 テレビやエアコンなどの家電製品も補助対象となるか？

補助事業については、構造躯体、建築設備に対する施工工事に伴う省エネ改修等が補助対象であり、後付けの家電製品の交換は補助対象としません。

Q13 LED照明器具導入とは？

(1) 本事業において、既存の照明器具を高効率型に改修する場合、対象となる照明器具は、LED照明に限定していません。先に着手しておる各自治体の事業計画においては、ハイドランプ、ナトリウムランプ、CCFL(冷陰極蛍光ランプ)などが計画されており、温室効果ガスの削減効果が見込める場合には事業の対象となります。

(2) LED照明器具については、省エネ性や長寿命が特徴とされ、当該事業においても多く計画されているが、導入にあたっては以下の事項に留意してください。

既設の照明器具を廃棄し、LED照明器具を導入する場合

LED照明器具は、省エネ性や長寿命に優れたものを導入するとともに、耐久年数や保障期間をメーカーに確認の上、導入すること。なお、「照明器具」は光源のみではなく光源を含む一式の器具を指す。また、既設器具内のインバータや配線の交換をおこなっても補助対象外です。

必要な照度の確保

導入箇所によって、確保しなければならない照度が法令で定められている場合がある。必要な照度を確保し、法令を遵守するとともに、併せて二酸化炭素排出量が削減できるようなLED照明器具を導入すること。

Q14 設備の新設・増設において、本補助金を活用することはできますか？

本事業では、既存設備の省エネ改修や設備更新を対象としており、現状と比較して温室効果ガス排出量が減少する工場等の移転に伴う新設や増設であっても、対象外となります。

但し、太陽光発電設備などの温室効果ガス削減が見込める自然エネルギー発電設備等で、既存の施設に設置する場合の新設・増設については対象となります。

事務手続に関すること

Q15 応募をすれば、必ず補助が受けられるのか？

補助事業の採択にあたっては、事業計画書等により、事業内容が補助事業の目的・要件に合致するのかを、審査し決定します。事業費の総額を超える応募があった場合は、費用対効果により優先順位をつけて予算の範囲内で採択しますのでご了承ください。

Q16 平成 22 年度に当該補助事業を行ったが、平成 23 年度も応募することは可能か？

可能です。ただし、同一箇所の改修等は認められません。

また、費用対効果が同等の応募事業者がいる場合は、平成 22 年度に当該補助事業を行っていない事業者を優先して採用させていただきます。

Q17 工事が平成 24 年 2 月末までに終了しないのだが、補助金は交付されるのか？

当該補助事業は、平成 24 年 2 月末までに事業完了（工事代金の支払完了）をして実績報告を提出していただかないと、特殊な事情を除き、補助金の交付ができません。

その場合は、愛媛県民間施設省エネ・グリーン化推進事業費補助金交付要綱第 7 条に基づく事業中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を提出してください。

Q18 補助金の振込口座は、どの銀行の口座でもよいのか？

大丈夫です。補助申請者と口座登録者が同一であることを確認してください。

補助金の支払は必ず口座への振込になりますので、以前に、愛媛県に債権者登録書を提出したことがない補助事業者は、交付申請書と一緒に債権者登録書をご提出下さい。

Q19 補助制度を利用し、県の「環境保全資金融資制度」もあわせて申し込むことができますか？

できます。なお、県の「環境保全資金融資制度」は、補助制度と同じ省エネ改修などを融資対象とした場合、平成 23 年度に限り無利子となっていますので、必要に応じてご利用ください。融資対象となるのは、総事業費から補助額を引いた金額です。

Q20 県が立入検査を行うことはあるのか？

補助事業の完了検査等のため、愛媛県の職員が立入検査を行いますので、ご協力ください。